

地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）
交付要綱

平成 25 年 6 月 5 日環政経発第 1306051 号
一部改正 平成 26 年 3 月 20 日環政経発第 1403204 号

（通則）

第 1 条 地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 補助金は、地域において地球温暖化対策のための事業を行う者又は当該事業者に対し出資を行う投資事業有限責任組合等を出資により支援することにより、地球温暖化対策のための投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進するための基金（以下「地域低炭素化出資事業基金」という。）を造成することを目的とする。

（交付先）

第 3 条 補助金は、非営利型法人（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。）、特例民法法人その他の非営利法人（補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）であって、公募により選定された者に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象）

第 4 条 補助金は、前条の非営利法人が地域低炭素化出資事業実施要領（平成 25 年 6 月 5 日付け環政経発第 1306052 号）2. に定める事業（以下「基金事業」という。）を実施するための地域低炭素化出資事業基金を造成する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

（交付額）

第 5 条 補助金の交付額は、定額とする。

(交付申請の手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 過去3年分程度の事業報告及び決算報告又は事業計画及び収支予算
- 三 地域低炭素化出資事業基金の管理・運用の方法及び実施体制を明らかにした書類

(変更交付申請の手続)

第7条 補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、第3条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が様式第2による変更交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 環境大臣は、前2条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定を行い、様式第3による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、環境大臣は、申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、交付決定をしてはならない。
 - 一 申請者が、基金事業を的確に遂行する技術的能力及び管理体制を有すること。
 - 二 申請者が、民間事業者等（金融機関を含む。）による地域における地球温暖化対策のための事業への投融資の拡大等のため基金事業に係る普及促進を行う能力を有すること。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、第6条の規定による補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面をもって環境大臣に申し出なければならない。

(補助事業等の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業又は基金事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、環境大臣の承認を受けなければ

ならない。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、第8条第1項の規定により交付決定の通知を受け、補助金の支払を受けようとするときは、様式第4による支払請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき又は第10条の規定に基づく補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業を完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日(以下この条において「補助事業完了日」という。)から起算して30日を経過した日又は補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第5による補助事業実績報告書に、地域低炭素化出資事業基金に係る金融機関の預金残高証明書その他の地域低炭素化出資事業基金の払込み及び保有の状況が明らかとなる書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 環境大臣は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告の内容を審査し、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、これを補助事業者に通知するものとする。

2 環境大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、その超える分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。なお、期限までに補助金に相当する額の納付がない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 環境大臣は、第10条の規定による補助事業又は基金事業の中止又は廃止の申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の是正の指示を受け、その指示に従わないとき。

- 二 据助事業者が、据助金を他の用途に使用したとき。
 - 三 据助事業者が、据助事業又は基金事業に関して不正、怠慢その他據助事業者たるにふさわしくない行為をしたとき。
 - 四 交付決定後に生じた事情の変更により、据助事業又は基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、據助事業者に対し、交付した據助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前条第3項の規定は、前項の規定に基づく據助金の返還について準用する。

(国庫據助金の返納等)

- 第15条 据助事業者は、基金事業を完了したとき又は第10条の規定に基づく基金事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、基金事業を完了した日又は基金事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日（以下「基金事業完了日」という。）から起算して30日を経過した日又は基金事業完了日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6による基金事業実施報告書に、基金事業により実現された二酸化炭素の排出の抑制の状況を示す書類（様式第6別紙）を添えて、基金事業の実施結果及び地域低炭素化出資事業基金の残余の額（地域低炭素化出資事業基金の運用によって生じた果実を含む。）を環境大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- 2 前項のほか、「據助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年閣議決定）に基づき地域低炭素化出資事業基金の取り扱いを検討した結果、使用見込みが低いと判断される場合は、地域低炭素化出資事業基金の財源となっている国からの據助金の国庫への返還など、地域低炭素化出資事業基金の取扱いを検討し、その結果を環境大臣に報告する。

(地域低炭素化出資事業基金の解散)

- 第16条 地域低炭素化出資事業基金は、前条第1項の納付が終了したときに、解散するものとする。

(地域低炭素化出資事業基金の経理)

- 第17条 据助事業者は、地域低炭素化出資事業基金について特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して経理を行い、これを公表しなければならない。
- 2 据助事業者は、収入額及び支出額を記載して基金の使途を明らかにした收支簿及びその内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金が解散した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産の管理等)

第18条 基金設置法人は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 環境大臣は、基金設置法人が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第19条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

2 適正化法施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、環境大臣が別に定める期間とする。

3 基金設置法人は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境省発第080515002号）に定めるところにより申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、当該取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 前項の承認を受けて行う取得財産等の処分については、第13条第3項の規定を準用する。

(監督等)

第20条 環境大臣は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、地域低炭素化出資事業基金の適切な管理を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

(検討)

第21条 環境大臣は、地域低炭素化出資事業基金の造成後10年以内に、事業の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同事業の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定める事項については、必要に応じ、環境大臣が必要な変更を加えることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、環境省総合環境政策局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附 則（平成26年3月20日一部改正）

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

(様式第1)

番号
年月日

環境大臣 殿

住所
法人名
代表名



平成 年度地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金
(地域低炭素化出資事業基金) 交付申請書

平成 年度地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）の交付を受けたいので、地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）交付要綱（平成 25 年 6 月 5 日環政経発第 1304235 号）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の完了予定期日
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 添付資料
 - 4-1 定款又は寄附行為
 - 4-2 直近 3 年分程度の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び收支予算）
 - 4-3 地域低炭素化出資事業基金の管理・運用の方法及び実施体制を明らかにした書類

(様式第2)

番号
年月日

環境大臣 殿

住所
法人名
代表者名



平成 年度地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金
(地域低炭素化出資事業基金) 変更交付申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた標記補助金に関し、地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）交付要綱（平成25年6月5日環政経発第1304235号）第7条の規定に基づき、交付申請の変更について下記のとおり申請します。

記

変更事項	変更前	変更後	変更理由

(様式第3)

環政経発第 号

補助事業者 殿

平成 年度地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金
(地域低炭素化出資事業基金) 交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で交付申請のあった地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）については、地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）交付要綱（平成 25 年 6 月 5 日環政経発第 1304235 号。以下「交付要綱」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、交付決定を行ったので、下記のとおり通知する。

平成 年 月 日

環境大臣

印

記

1 この補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

補 助 金 の 額 金 円

2 補助事業に係る実績報告は、交付要綱第 12 条に定めるところにより行わなければならぬ。

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における交付要綱第 9 条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

(様式第4)

番号
年月日

環境大臣 殿

住所
法人名
代表名



平成 年度地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金
(地域低炭素化出資事業基金) 支払請求書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた標記補助金に関し、地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）交付要綱（平成25年6月5日環政経発第1304235号）第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び口座名義

(様式第5)

番号
年月日

環境大臣 殿

住所
法人名
代表名



平成 年度地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金
(地域低炭素化出資事業基金)に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け環政経発第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた平成 年度地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）について、地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）交付要綱（平成25年6月5日環政経発第1304235号）第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の実績概要

2. 補助金交付決定額

金 円

3. 補助事業の完了日（地域低炭素化出資事業基金を造成した日）

4. 添付書類（地域低炭素化出資事業基金の保有の状況が分かる書類）

(様式第6)

番号
年月日

環境大臣 殿

住所
法人名
代表名



平成 年度地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金
(地域低炭素化出資事業基金) に係る基金事業実施報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた標記補助金に係る基金事業の実施について、地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）交付要綱（平成25年6月5日環政経発第1304235号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基金事業の実施結果の概要

2. 基金事業の出資先別出資額

(単位：円)

出資先 (対象事業者* 又は対象事業活動 支援団体**)	対象事業***の 内容	出資額		
		前期までの合計	当期分	累計
合計				

* 対象事業を行う事業者をいう。

** 対象事業者に対し出資を行う団体をいう。

*** 地域における地球温暖化対策のための事業(対象事業活動支援団体への出資の場合にあっては、当該対象事業活動支援団体が出資を実行した事業者が行う事業)をいう。

3. 基金事業の出資先別収入額

(単位：円)

出資先 (対象事業者又は 対象事業活動支援 団体)	対象事業の内容	収入額		
		前期までの合計	当期分	累計
合計				

4. 基金の管理・運用に要した経費

(単位：円)

経費の内容	金額	備 考
合 計		

5. 基金の運用結果

6. 基金の残余の額

円

(様式第6別紙)

基金事業により実現された二酸化炭素排出抑制の状況

	出資先 (対象事業者又は対象事 業活動支援団体)	対象事業名	基金事業により実現された二酸化炭素排出抑制量※1
1			トン
2			トン
3			トン
4			トン
5			トン
6			トン
7			トン
8			トン
9			トン
10			トン
合計			トン

※1. 記入上の注意

1. 「基金事業により実現された二酸化炭素排出抑制量」については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により算定した年間のCO₂削減量を記載してください。また、その根拠資料として、同ファイルを添付してください。ただし、ガイドブックに定めのない算定方法については、環境省と別途協議して決定するものとします。

2. ガイドブックによるCO₂削減量の算定に当たっては、以下に留意してください。

①エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「事業による波及導入量」に基づくCO₂削減量を算定すること（「事業による直接導入量」に基づくCO₂削減量の算定は不要。）。

②エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「事業による波及導入量」及び「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載するとともに、その具体的な資料を添付すること。

※2. 適宜、行を追加する。